(案)

東京都動物愛護管理推進計画ハルスプラン

Human and Animal Live Together in Harmony (HALTH)

~人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して~

令和3年 月

東京都

はじ	めに	. 1
第1	動物愛護管理推進計画の改定について	. 2
1	計画の位置付け	2
2	計画改定の背景	2
3	計画改定の考え方	3
第2	動物愛護管理施策における関係者の役割	. 4
1	都民の役割	4
2	事業者の役割	4
3	ボランティア・関係団体の役割	5
4	区市町村の役割	5
5	東京都の役割	6
第3	東京都における動物愛護管理施策を取り巻く現状	. 8
1	犬・猫の飼育状況等	8
2	動物の捕獲・収容・引取数及び返還・譲渡・致死処分数の推移 1	2
3	動物取扱業等への対応状況1	5
4	動物由来感染症の発生及び動物に関する災害対策の状況1	9
5	動物愛護管理法及び基本指針の改正について2	2
第4	施策の取組状況2	3
1	動物の適正飼養の啓発と徹底2	3
()	1)適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化2	3
(2	2)犬・猫の適正飼養の徹底2	4
(:	3)多頭飼育に起因する問題への対応 2	6
(4	4) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策 2	6
(;	5)適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成 2	7
((6) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援 2	
2	動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進 2	9
	1) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充2	
	2)動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理	
(;	3)動物の譲渡拡大のための仕組みづくり3	0

3	事業	者等	ệによる動物の適正な取扱いの推進	3	3
	(1) 를	動物	取扱業への監視強化	3	3
	(2) 重	動物	取扱業への指導事項の拡大	3	4
	(3) 特	寺定	動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底	3	4
	(4)	産業	動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	3	5
4	動物	勿由:	来感染症・災害時への対応強化	3	6
	(1) 重	動物	由来感染症への対応強化	3	6
	(2)	災害	時の動物救護体制の充実	3	7
第:	5 新	たな	推進計画における施策等	3	8
1	動物	勿の:	適正飼養の啓発と徹底	3	9
	施策		適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化		
	施策	2	犬・猫の適正飼養の徹底	4	0
	施策	3	地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備	4	1
	施策	4	多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携	4	1
	施策	5	動物の遺棄・虐待防止に関する対策	4	2
	施策	6	地域における適正飼養の推進のための人材育成	4	3
	施策	7	小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	4	3
2	動物	勿の	致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	4	5
	施策	8	地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及	4	5
	施策	9	動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理	4	5
	施策	10	動物の譲渡拡大のための仕組みづくり	4	6
3	事業	美者	等による動物の適正な取扱いの推進	4	8
	施策	11	動物取扱業への監視強化	4	8
	施策	12	業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進	4	9
	施策	13	特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底	5	0
	施策	14	産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	5	0
4	動物	勿由:	来感染症・災害時への対応強化	5	2
	施策	15	動物由来感染症への対応強化	5	2
	施策	16	災害への備えと発災時の危機管理体制の強化	5	3
5	動物	勿愛	護相談センターの機能強化等	5	4

はじめに

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して

ー ハルスプラン (Human and Animal Live Together in Harmony) -

動物は、私たちの生活に潤いや癒しを与えてくれる大切な存在であり、飼い主にとっては家族の一員、そして人生のパートナーとして、深い関わりを持っています。

都では、平成 26 年 3 月に平成 35 年度(2023 年度)までの 10 年間を計画期間とした「東京都動物愛護管理推進計画(ハルスプラン)」を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、四つの取り組むべき施策展開の方向と 15 の具体的な施策を掲げ、多くの関係者の御協力の下、様々な取組を進めてきました。

その結果、同計画で定めた平成35年度までに達成すべき数値目標については、令和元年度実績において全て達成するなどの成果が得られています。

一方、動物の遺棄や虐待、飼い主の不適正な飼養による近隣住民とのトラブルや生活環境の悪化、不適正な多頭飼育、事業者による動物の不適切な管理などの問題が依然として散見されています。また、飼い主の高齢化等に伴い、飼養の継続が困難となるケースの増加や、地震や風水害などの災害発生時における動物救護対策など、近年の社会情勢や環境変化等に伴う課題も顕在化しています。

さらに、国は、第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化や動物愛護管理施策の 更なる推進等を目的として、令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」、令和 2年4月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」 を改正しました。都は、今回の改正により新たに設けられた事業者への規制等に係る諸 規定等を踏まえ、施策を進めていく必要があります。

このような動物愛護管理施策をめぐる社会情勢の変化や課題等に的確に対応するため、都は、動物愛護管理施策に関する学識経験者や関係者からなる東京都動物愛護管理審議会において「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」御審議いただき、その答申を踏まえ、今般、本計画を改定しました。

今後、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、本計画に定めた施策を都 民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村と連携・協働して着実に推進してまい ります。

令和3年 月

第1 動物愛護管理推進計画の改定について

1 計画の位置付け

東京都動物愛護管理推進計画(以下「推進計画」という。)は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)第6条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第2条に基づく計画であり、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に則して策定する計画です。

本計画は、都の動物愛護管理施策の基本的な方針や取り組むべき施策を定めたものであり、都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針となるものです。

2 計画改定の背景

都は、平成26年3月に改定した推進計画(以下「前推進計画」という。)に基づき、 区市町村や関係団体等と連携して、適正飼養の普及啓発、飼い主のいない猫対策、保 護した動物の譲渡、動物取扱業の監視、災害時の動物救護体制の充実等に取り組んで きました。

基本方針において、推進計画は、基本指針の改定等に合わせて、中間的な目標の設定等の必要な見直しを行うものとされており、動物愛護管理法及び基本指針が改正されたことも踏まえ、これまでの取組を検証し、現下の状況等における課題等に的確に対応するため、東京都動物愛護管理審議会の答申をもとに、推進計画を改定することとしました。

計画の期間

令和3 (2021) 年度から令和12 (2030) 年度までの10年間 ※5年後を目途に見直しを行う予定です。

3 計画改定の考え方

多くの関係者と前推進計画に掲げた考え方を共有し、着実に施策に取り組むことにより、成果を積み上げてきたことを踏まえ、推進計画の改定に当たっては、前推進計画で示した四つの施策展開の方向に沿って取組を進めることを基本とし、動物愛護管理をめぐるこれまでの取組内容や現在の課題、中期的展望も見据えて、今後、重点的に取り組むべき施策を整理しました。

第2 動物愛護管理施策における関係者の役割

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取組を進めていく必要があります。

1 都民の役割

人と動物との調和のとれた共生社会の実現のためには、動物を飼っている人や苦手な人などが、それぞれの立場に配慮し、お互いを思いやり、理解を深めることが大切です。

動物が「家族の一員」としてだけでなく「社会の一員」として地域の中で受け入れられるために、まず、飼い主が法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じ、動物をその終生にわたり適正に飼養する責務を果たすことが重要です。

また、動物を飼っている人だけでなく、全ての人が、命あるものである動物に対して、適切に接する必要があります。

2 事業者の役割

平成 29 年度第4回インターネット都政モニターアンケート「東京におけるペットの飼育」(以下「平成 29 年度都政モニターアンケート」という。)では、動物愛護管理施策に関する都政に望む意見として、「ペット業者に対する監視指導の強化」を挙げた人が約6割にのぼり、ペットショップ等の動物取扱業者に対する都民の関心の高さを示しています。

動物取扱業者には、動物の取扱いに関する専門的知識を習得した上で、令和元年の動物愛護管理法改正で新たに盛り込まれた幼齢の犬猫の販売日齢の制限や適正な飼養管理の具体的基準等を遵守し、率先して適正飼養・終生飼養に取り組んでいく姿勢を社会に示していく必要があります。また、購入者等に対して、動物愛護管理法に定められた事前説明を適切に行い、適正飼養を普及啓発することも求められます。

3 ボランティア・関係団体の役割

動物愛護推進員をはじめとするボランティアや関係団体は、行政と連携・協働し、動物愛護相談センターに保護された犬猫等の譲渡拡大や、動物の飼養継続が困難となった飼い主への助言、地域住民を主体とした飼い主のいない猫対策への協力等、動物愛護管理施策の推進に大きく貢献しており、今後もその活躍が期待されます。

また、令和2年3月に環境省が作成した「人とペットとの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範」では、災害時のペットに関するボランティア活動の重要性が示されており、近年多発する地震や風水害などの災害対策における地域への貢献も期待されています。

4 区市町村の役割

令和元年の動物愛護管理法改正により、動物愛護管理業務を行う動物愛護管理担当 職員の設置が、区市町村の努力義務として規定されました。

区市町村には、基礎自治体として、都と連携しながら、飼い主の責務に関する普及 啓発をはじめ、犬の登録・狂犬病予防注射の徹底、地域における飼い主のいない猫対 策の支援等、それぞれの地域の実情に応じ、住民の生活に密着したきめ細やかな取組 が求められます。

また、飼い主の高齢化などの地域社会の状況に適切に対応していくため、住民が身近な地域で動物飼養等に関する問題について相談ができ、支援が受けられる体制の整備や、動物の適正飼養に加え、生活面や心理面での助言・相談など複数の方向から支援が必要な問題に対応するための関係機関との連携体制の構築等も求められています。

さらに、区市町村には、飼い主の災害への備えに対する意識向上を図るための普及 啓発や、同行避難を前提とした避難所の運営など、発災時の危機管理体制を整備して いく必要があります。

5 東京都の役割

都は、地域の実情に通じた区市町村と連携して、都内全域における普及啓発、動物の致死処分数の減少に向けた取組、動物取扱業の登録及び監視指導、動物由来感染症対策、災害時における危機管理など、広域的・専門的な取組を展開する役割を担っています。また、動物愛護管理施策において関係者が各々の役割を十分に果たし、都内全域で施策が展開されるよう、推進計画全体の着実な推進を図る役割もあります。

適正飼養・終生飼養等の普及啓発においては、人材育成や啓発資材の提供などによる区市町村等の取組の支援や、事業者を通じた普及啓発のための取組など、関係者への支援の充実や環境整備が求められます。

動物の致死処分数の減少に向けた取組については、地域における飼い主のいない猫対策の支援など動物の引取数を減らす対策とともに、保護した動物を新たな飼い主に譲渡するまでの総合的な対策を、ボランティアをはじめとした多くの関係者とより一層連携・協力を図りながら、推進していく必要があります。

動物取扱業の登録及び監視指導は、動物愛護管理法において都が実施するものと位置付けられており、動物愛護相談センターは、効果的・効率的な監視指導等を行うことが求められます。また、動物愛護管理法の改正による新たな規制についての周知徹底に取り組む必要があります。

狂犬病をはじめとする動物由来感染対策では、発生時の即応体制の確保に加え、調査研究や普及啓発等の面からも、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

災害時における危機管理については、広域自治体として、区市町村の取組を支援するとともに、都民への普及啓発やボランティアや関係機関等との連携の強化等を進めていくことが必要です。

<参考>基礎自治体におけるペット等の問題について

市町村の自治の振興を図ることを目的に設立された公益財団法人東京市町村自治調査会が令和2年に取りまとめた報告書では、区市町村等の基礎自治体に求められるペット等の問題に関する取組について取り上げられています。

基礎自治体の役割について

ペット等に関するトラブルは、悪臭や騒音の発生、糞・尿の放置、ペットの遺棄、動物虐待など多様だが、特に解決が難しいのは、「社会的な支援が必要な人等を当事者とする不適切なペット飼育」や、「飼い主不明猫への無秩序な餌やりによる生活環境の悪化」である。

また、「災害時におけるペットをめぐる問題」も、課題として挙げられる。災害が発生した際、避難所におけるペットの対応について決まっていない地域があることなどから、大規模災害が発生した被災地では、避難所を運営する自治体職員が住民間の調整に苦慮する事例が散見される。

こうしたトラブル等の実態を子細に見ると、動物愛護管理に加え環境衛生や福祉、防災など様々な分野における要因が絡んでおり、各分野において問題が同時並行的に進行している様子がうかがえる。

したがって、ペット等に関するトラブルは、動物担当部署だけの問題ではなく、 高齢福祉、障害福祉、地域福祉や健康推進等の福祉健康分野に加え、防災や住宅 等の担当部署にも影響のある事案であることを認識する必要がある。また、解決 に向けては、動物愛護団体等の外部団体と協力して、関係部署が連携して取り組 むことが求められる。(「自治体職員を悩ますペット等に関するトラブル」より)

基礎自治体においては、ペットの問題に関する取組が、我々が担うべき「住民福祉の向上」に直接的に結びつくものであるということを認識するとともに、この問題について自治体のみで取り組むには限界があることから、住民にも啓発し、地域全体で取り組んでいく必要があります。(「おわりに」より)

第3 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く現状

1 犬・猫の飼育状況等

犬の飼養頭数

- → 平成30年度における都内の犬の登録頭数は約51万頭で、近年横ばいで推移しています。
- ★ 都が平成 29 年度に実施した犬及び猫の飼育実態調査(以下「平成 29 年度飼育実態調査」という。)では、犬の登録率は 94.7%となっています。この登録率と実際の犬の登録頭数から、都内における犬の個体数は約 55 万頭であり、そのうち未登録の状態で飼育されている犬は約 3 万頭と推定されます。

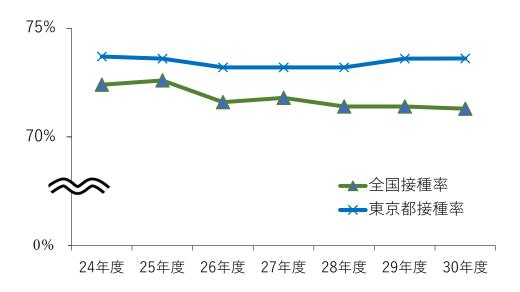
犬の登録頭数の推移



狂犬病予防注射接種率とこう傷事故の発生状況

- → 平成 30 年度の狂犬病予防注射接種率は、全国で 71.3%、東京都では 73.6%であり、 横ばいで推移しています。
- ★ 都内において、未登録の状態で飼育されている犬は約3万頭と推定されることから、 実際の接種率は更に低いと考えられます。
- ★ 令和元年度における犬によるこう傷事故の発生件数は376件であり、近年300件を 上回って推移しています。

犬の狂犬病予防注射接種率の推移



猫の飼養頭数

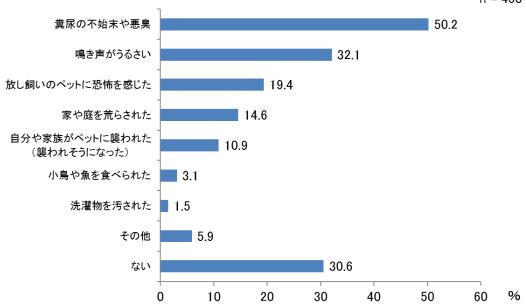
- 平成 29 年度飼育実態調査によると、飼育猫の個体数は約 107 万頭(屋内飼育が約 92 万頭、屋外飼育が約 15 万頭)、飼い主のいない猫の個体数は約 10 万頭と推定されます。
- ★ 飼い猫の不妊去勢手術の実施率は、メス 92.0%、オス 88.8%であり、平成 23 年度の同調査のメス 86.3%、オス 85.0%と比較して、それぞれ増加しています。

動物に関する苦情

- 動物に関する苦情件数は、平成24年度以降、1万件前後で推移していましたが、令和元年度には7,881件まで減少しています。
- 平成 29 年度都政モニターアンケートによると、他人のペットが原因で何らかの迷惑を感じたことがある人は約7割に上っています。

都政モニターアンケート結果(抜粋)

あなたは、他人のペットが原因で被害を受けたり、迷惑に感じたりしたことがありますか。 次の中からあてはまるものすべて選んでください。 n = 458



犬・猫へのマイクロチップ装着率

- 平成 29 年度飼育実態調査によると、飼い犬にマイクロチップを装着している飼い 主は 31.8%であり、平成 23 年度の同調査の 11.7%から増加しています。
- ➡ 同じく、飼い猫にマイクロチップを装着している飼い主は、平成29年度は9.9%であり、平成23年度の3.5%から増加しています。

多頭飼育問題への対応

- 動物の多頭飼育に起因する苦情・相談への対応は、住民や動物愛護団体等からの情報に基づき、住民に身近な区市町村が主体となって対応しています。
- 平成 29 年度及び 30 年度に都と区市町村で把握した多頭飼育に関する 122 の問題 事例のうち、62 事例が行政指導等により改善、25 事例が継続指導中、7 事例が廃業、 28 事例が経過観察等となっています。
- 試 飼養者の内訳は一般家庭が約8割、動物取扱業者が約2割であり、中には、一度は動物を手放したものの再発が懸念される事例や、飼養者に対して福祉部門の介入が求められる事例、飼養者に面会を拒否され、適正飼養の指導が困難など解決に長期間を要する事例もあります。

動物の遺棄・虐待の防止

動物の虐待等の疑い事例を探知した場合、警察が行う調査への協力・助言を行うとともに、動物の遺棄・虐待を未然に防止するため、ポスターを活用して区市町村、警察、都立公園等の関係機関と連携した啓発に取り組んでいます。

動物愛護推進員

- 新は、地域において動物愛護や適正飼養の普及啓発等の活動に取り組むボランティアである動物愛護推進員を、令和2年11月時点で約300名の都民の方々に委嘱しています。
- 動物愛護推進員は、地域における動物愛護活動の中心的な役割が期待されており、 飼い主からの適正飼養の相談対応や、飼い主のいない猫対策への協力、自治体が開催 するイベントへの協力など、それぞれの得意分野で自主的に活動しています。

2 動物の捕獲・収容・引取数及び返還・譲渡・致死処分数の推移

動物の捕獲・収容、引取り

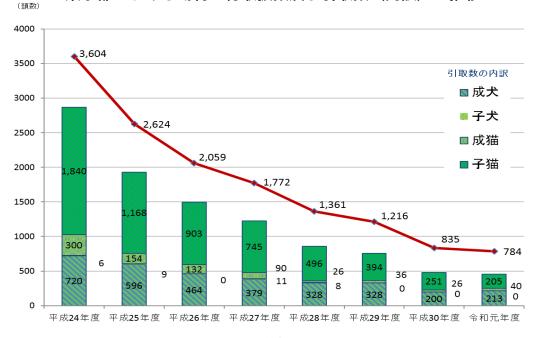
- 新における犬の捕獲・収容数、犬猫の引取数及び負傷した犬猫等の収容数の総計(総取扱数)は、令和元年度は784頭であり、平成24年度の3,604頭と比べ、78.2%減少しています。
- 特に、子猫については、令和元年度の引取数は 205 頭であり、平成 24 年度の 1,840 頭と比べ 89.4%減少しています。

東京都における動物の捕獲・収容・引取数の内訳(令和元年度)

		犬			猫			その他
			成犬	子犬		成猫	子猫	-C 07 18
犬の捕獲	・収容	36	36	0				
引取り	所有者	63	63	0	50	40	10	
TIAXY	拾得者	150	150	0	195	0	195	
負傷動	物収容	12	12	0	275	246	29	3
総取	扱数	261	261	0	520	286	234	3

(単位:頭)

東京都における動物の総取扱数及び引取数(内訳)の推移



動物の返還・譲渡・致死処分

- ★ 都内で捕獲・収容又は引き取られた犬猫等のうち、令和元年度に飼い主に返還された頭数は、犬 116 頭、猫 20 頭であり、新たな飼い主や都の譲渡事業に協力している登録譲渡団体への譲渡数は、犬 139 頭、猫 209 頭です。
- ★ 令和元年度の返還・譲渡率は、犬 97.7%、猫 44.0%であり、平成 24 年度における 犬 79.4%、猫 17.1%と比べ、犬は 18.3 ポイント、猫は 26.9 ポイントそれぞれ増加し ています。
- ★ 令和元年度の致死処分数は、犬 16 頭、猫 292 頭、その他 0 頭、合計 308 頭であり、 平成 24 年度の犬 186 頭、猫 2,212 頭、その他 6 頭、合計 2,404 頭と比べ、全体で 87.2% 減少しています。
- ※ 都は、致死処分数の内訳を、「①苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される動物について、動物福祉等の観点から行うもの」「②引取・収容後に死亡したもの」「③①②以外の致死処分」の三つに分類しています。そのうち、「③①②以外の致死処分」を「殺処分」としており、平成30年度に初めて動物の殺処分ゼロを達成し、令和元年度も継続しています。

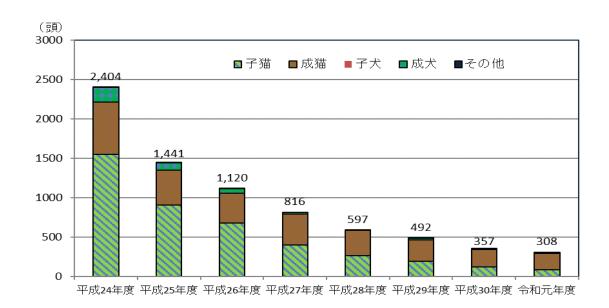
東京都における犬猫の返還・譲渡状況

		平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
返還数	犬	403	385	280	236	207	191	120	116
(頭)	猫	27	22	21	18	21	24	22	20
譲渡数	犬	341	332	284	234	229	217	118	139
(頭)	猫	428	388	390	482	320	287	200	209
返還·	犬	79.4%	84.8%	94.8%	96.3%	100.2%	95.8%	91.2%	97.7%
譲渡率*	猫	17.1%	23.1%	28.2%	39.0%	36.9%	39.7%	38.7%	44.0%

(単位:頭、%)

* 当該年度の返還・譲渡数の合計を総取扱数で除した割合 前年度からの繰入れや翌年度への繰越しのため、100%を上回る場合がある。

東京都における致死処分数の推移



平成 平成 平成 平成 平成 平成 平成 令和 26 年度 28 年度 30 年度 24 年度 25 年度 27 年度 29 年度 元年度 成犬 186 88 24 61 11 19 15 16 0 0 子犬 0 0 0 0 0 320 成猫 663 443 376 389 273 219 207 1,549 909 679 403 266 196 123 子猫 85 0 その他 6 1 4 0 0 4 0 計 2,404 1,441 1,120 816 597 492 357 308

(単位:頭)

東京都における致死処分数の内訳(令和元年度)

		犬	猫	その他*2
1	動物福祉等*1の観点から行ったもの	12	126	0
2	引取・収容後死亡したもの	4	166	0
3	①②以外の致死処分	0	0	0
	合計	16	292	0

(単位:頭)

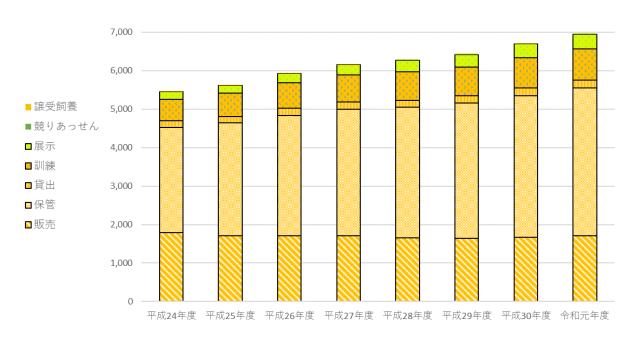
- *1 苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって 成育が極めて困難と判断される場合
- *2 その他:いえうさぎ、にわとり、あひる

3 動物取扱業等への対応状況

動物取扱業への対応

- ★ 都では、法律による規制に先駆けて、昭和54年の「東京都動物の保護及び管理に関する条例」制定時に動物取扱業の届出制度を導入し、平成12年の改正により届出制度から登録制度に移行しました。その後、平成17年の動物愛護管理法改正時に、法律よる登録制度が規定され、翌18年6月以降は本制度に移行しています。
- → 平成 24 年の動物愛護管理法改正により、従前の動物取扱業が第一種動物取扱業と されました。また、非営利で施設を設けて動物の譲渡し等を行う者として、第二種動 物取扱業の届出制度が創設されました。
- → 令和元年度の第一種動物取扱業の登録施設数は全国最多の 5,111 施設*であり、平成 24 年度の 3,911 施設と比べ、約 1,200 施設増加しています。第一種動物取扱業の分類(種別)のうち、最も多いのはペットホテル等の「保管業」3,840 施設であり、次いでペットショップ等の「販売業」1,708 施設となっています。
- * 一つの施設が複数の種別を登録する場合があるため、種別毎の施設数の合計は総施設数を上回る。
- → 令和元年度の第二種動物取扱業の届出施設数は 115 施設で、届出制度が始まった平成 25 年度の 20 施設と比べ、5 倍以上に増加しています。種別数のうち、最も多いのは動物保護シェルター等を有して譲渡活動等を行う動物愛護団体等の「譲渡し業」109 施設となっています。
- → 令和元年度の第一種動物取扱業の監視件数は、延べ 4,986 件で、内訳は新規登録及び 5 年ごとの登録更新に係るものが 1,390 件、苦情等を受けて実施したものが 3,596件でした。特に、苦情等を受けて実施したものは、平成 24 年度の 1,683 件と比べ大きく増加しています。
- 近年、動物の飼養施設の管理等が不適切な事業者に対する行政処分事例が発生して おり、重点的・継続的な監視指導が求められています。

東京都における第一種動物取扱業の登録の推移



		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
第-	-種動物取扱業登録施設数	3,911	4,103	4,333	4,493	4,613	4,715	4,899	5,111
	種別数合計	5,452	5,624	5,938	6,176	6,291	6,442	6,714	6,970
	販売業	1,792	1,703	1,713	1,704	1,652	1,648	1,669	1,708
	保管業	2,734	2,936	3,127	3,296	3,397	3,513	3,677	3,840
	貸出業	167	169	182	189	183	188	208	207
	訓練業	562	603	666	698	734	744	780	806
	展示業	195	206	239	273	307	329	359	387
	競りあっせん業	1	2	2	2	3	3	4	3
	譲受飼養業	1	5	9	14	15	17	17	19

<参考> 第一種動物取扱業の分類

種別	該当する業者の例
販売業	ペットショップ、ブリーダー
保管業	ペットホテル、トリミングサロン、ペットシッター
貸出業	ペットレンタル、タレント・モデルの動物派遣
訓練業	動物の訓練、調教
展示業	動物園、水族館、サーカス、動物カフェ
競りあっせん業	会場を設けてのペットオークション
譲受飼養業	老犬ホーム、老猫ホーム

東京都における第一種動物取扱業の監視指導状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
	監視件数(延べ)	3,195	2,309	2,451	3,395	7,091	4,378	4,736	4,986
	登録、更新時	1,512	1,073	1,058	1,018	2,508	1,628	1,477	1,390
	その他(苦情等)	1,683	1,236	1,393	2,377	4,583	2,750	3,259	3,596
泊	主意指導書交付数	11	4	12	25	6	9	9	8
	勧告	0	0	1	1	0	0	0	0
行	改善命令	1	0	1	1	0	0	0	0
行政処分等	業務停止命令	0	0	0	1	1	0	0	0
分等	登録取消し	0	0	0	0	1	0	0	0
	登録拒否	3	0	0	0	0	0	0	0

東京都における第二種動物取扱業の届出施設数及び種別施設数

		平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
第二種動物取扱業届出施設数		20	33	62	83	85	100	115
	種別数	38	52	86	111	113	128	151
	譲渡し業	20	30	58	77	79	94	109
	保管業	9	10	15	17	17	17	22
	貸出業	3	3	3	3	3	2	3
	訓練業	1	1	1	2	2	2	3
	展示業	5	8	9	12	12	13	14

特定動物への対応

- ★ 都では、法律による規制に先駆けて、昭和54年の「東京都動物の保護及び管理に関する条例」制定時に特定動物の飼養・保管許可制度を導入しました。その後、平成17年の動物愛護管理法改正時に法律による許可制度が規定され、翌18年6月以降は本制度に移行しています。
- ☆ 令和元年度の特定動物の飼養頭数は816頭、飼養施設数は117施設、監視件数は 242件となっています。
- ※ 都内では、特定動物による事故、無許可飼養事例が発生しており、飼い主等には重い社会的責任が求められています。

<参考> 特定動物

ライオン、ワシ、ワニ等、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物であり、動物愛護管理法に基づき政令で定められています。

特定動物の区分の一例

	霊長目	ニホンザル、オランウータン など
	食肉目	ツキノワグマ、ライオン など
哺乳綱	長鼻目	ゾウ
	奇蹄目	サイ
	偶蹄目	キリン、カバ など
鳥綱	ひくいどり目	ヒクイドリ
<i>></i> ₩2 小h	たか目	イヌワシ、コンドル など
	かめ目	ワニガメ
爬虫綱	とかげ目	ドクトカゲ、インドニシキヘビ など
	わに目	メガネカイマン、ヨウスコウワニ など

産業動物への対応

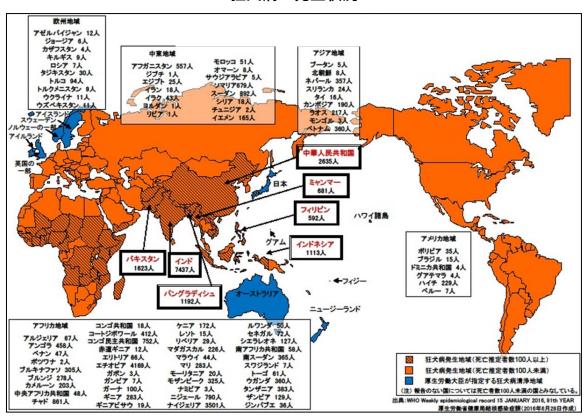
- ★ 都が所管する畜舎について、化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。)に 基づく許可事務や監視指導により、畜舎及び周辺環境の衛生を確保しています。
- ★ 令和元年度の畜舎の許可施設数は143施設、監視件数は38件となっています。

4 動物由来感染症の発生及び動物に関する災害対策の状況

動物由来感染症の発生状況

- ★ 狂犬病は、日本、英国、スカンジナビア半島の国々など一部の国々を除いて、全世界で発生しており、ボーダーレス化に伴い、海外から狂犬病をはじめとした動物由来感染症がもたらされるリスクは常に存在しています。2017年にWHO(世界保健機構)が推定した狂犬病による死亡者は、年間5万9,000人にのぼります。
- ★ 令和2年には、フィリピンからの入国者で狂犬病の輸入感染症例(国外で犬に咬まれ発症)が確認されており、引き続き訓練等による発生時の備えが必要です。
- ★ 狂犬病以外にも動物を介して人に感染する病気には様々なものがあり、ペットが介在するものを含め、国内でも各地で発生しており、動物由来感染症は身近な健康危機の要因の一つとなっています。

狂犬病の発生状況



平成30年度以降における国からの動物由来感染症に関する注意喚起の通知例

発出日	件名	内容
平成 30 年 9 月 27 日	カプノサイトファーガ感染症に関 する Q & A について	事例集積により Q&A 更新
平成 30 年 10 月 22 日	千葉県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について	千葉県での死亡野鳥の糞便から 低病原性鳥インフルエンザウイ ルス検出
平成 31 年 3 月 14 日	鳥取県で捕獲された野鳥及び野鳥 の糞便から低病原性鳥インフルエ ンザウイルスが検出された事例に 伴う防疫対策の再徹底について	鳥取県での死亡野鳥及び野鳥の 糞便から低病原性鳥インフルエ ンザウイルス検出
令和元年 11 月 28 日	鹿児島市における B ウイルス病患 者の発生について	鹿児島市で実験サル取扱施設の 従事者がBウイルス病を発症
令和元年 12 月 24 日	鹿児島市における B ウイルス病患者(2例目)の発生について	疫学調査により2例目の B ウイルス病患者を確認
令和 2 年 5 月 22 日	狂犬病の流行地域より入国し当該 疾病への感染が疑われる者の診療 等に関する周知の徹底について	フィリピンからの入国者で狂犬 病の輸入感染症例(国外で犬に 咬まれ発症)を確認

出典:厚生労働省ホームページ

災害時に備えた対策

- ★ 東日本大震災や熊本地震、令和2年7月豪雨などの大規模な災害が発生した際には、ペットの同行避難や避難所での動物の取扱いに関わる数多くの課題が指摘されました。
- □行避難や避難所等での動物の飼養に支障が生じないよう、飼い主は平常時から災害に備えた準備をしておく必要がありますが、平成29年度飼育実態調査によると、災害時に備えたペットの対策をしていない飼い主の割合は、4割強に上っています。

- 動物に関する災害対策は、ほとんどの区市町村の地域防災計画に盛り込まれており、 避難所への動物の同行避難を前提とした対策の整備が進められています。
- 一方で、具体的なペット対策マニュアル等の整備やペット用物資の備蓄を行っている区市町村は、全体の半数以下にとどまっています。

区市町村における動物に関する災害対策の取組状況(令和元年度)

	111, 1-4 7-4 444		災害対策	策の取組	
	地域防災 計画への 対策の記載	同行避難訓練 等の実施	ペット対策 マニュアル等 の整備	ペット用物資の備蓄	獣医師会 との協定
特別区	23	21	15	15	23
(23 区)	(100%)	(87%)	(65%)	(65%)	(100%)
市町村	36	22	7	7	22
(39 市町村)	(92%)	(56%)	(18%)	(18%)	(56%)
計 (62 区市町村)	59	43	22	22	45
	(95%)	(69%)	(35%)	(35%)	(73%)

5 動物愛護管理法及び基本指針の改正について

- ★ 令和元年の動物愛護管理法改正により、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進 (第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化、幼齢の犬猫の販売日齢の制限)、動物の適正飼養のための規制の強化(動物虐待に対する罰則の引上げ、獣医師による虐待の通報の義務化、特定動物に関する規制の強化)、動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化、マイクロチップ装着の義務化等が新たに規定されました。
- ★ 令和2年の基本指針改正では、普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成、適正飼養の推進による動物の健康・安全の確保、返還・譲渡の促進、周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止、マイクロチップ等の個体識別措置の推進、動物取扱業の適正化、実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進、災害対策、人材育成等が今後の施策展開の方向として示されました。

第4 施策の取組状況

前推進計画に基づき、「動物の適正飼養の啓発と徹底」「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」「動物由来感染症・災害時への対応強化」を取り組むべき四つの柱として、以下のような総合的な取組を進め、着実に成果を得ることができました。

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

- ▶ 飼い主による動物の適正飼養・終生飼養を徹底させるため、都民に対し、適正飼養講習会や啓発イベント等の機会を通じて普及啓発を進めるとともに、第一種動物取扱業者に対し、動物愛護管理法に定められた販売時の説明事項に基づき、動物の適正な飼養方法等について、飼い主に十分な説明を行うよう指導しています。
- ▶ 飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、飼い主がよく利用する動物病院や動物取扱業等を通じた普及啓発資材の配布や、終生飼養の大切さを子供にもわかりやすく伝えるための啓発用アニメーション動画「犬を飼うってステキですーか?」を東京都公式動画チャンネル「東京動画」で公開するなどの取組を行っています。





動物愛護冊子・アニメーション「犬を飼うってステキですーか?」

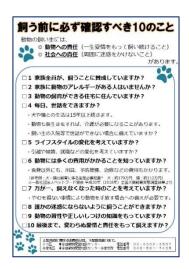
▶ 都立公園などで実施している譲渡事業 PR イベントに合わせ、犬のしつけ方教室を 開催するなど、都民が参加しやすい形式での普及啓発の実施に努めています。





都立公園で行われたイベントにおける普及啓発の様子

- 動物の飼養に関する住民からの様々な相談に、区市町村の動物愛護管理担当者や動物愛護推進員が適切に対応できるよう、研修会を開催するなど対応力向上のための支援を行っています。



普及啓発チラシ「飼う前に必ず確認すべき 10 のこと」

(2) 犬・猫の適正飼養の徹底

★ 狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射接種率向上のため、都、区市町村、関係団体等が連携を図りながら、飼い主の責務について啓発を行うとともに、動物病院等での鑑札交付・注射済票交付代行を可能とするなど飼い主が手続をしやすい環境の整備等を行っています(平成31年4月現在:17区19市町村)。

- ★によるこう傷事故の未然防止を図るため、パンフレットや犬のしつけに関するテキストなどを作成・配布するとともに、こう傷事故の被害者となることが多い小学校低学年を対象として、こう傷事故防止のためのプログラムを活用した動物教室を実施しています。
- ▶ 事故防止や生活環境の保全のため、都、区市町村及び公共施設管理者等が協力し、 ノーリードの散歩やふんの放置をしないよう、犬の飼い主への啓発等を行っています。



パンフレット 「犬と散歩するときの3つのルール」



標示板 「ふんの始末は飼い主の責任です|

- ▶ 都立公園に設置されているドッグランでは、管理者やドッグランの管理に携わるボランティア、動物愛護推進員と連携して、鑑札・狂犬病予防接種済票の装着をはじめとした飼い主の法令遵守を利用条件とするなどの取組や講習会を通じた普及啓発を行っています。
- か 猫の適正飼養に向けた対策については、 猫の飼養三原則(「屋内飼養の推奨」「不妊去 勢手術の実施」「個体標識の装着」)等の徹底 を図るため、パンフレットやパネル、デジタ ルサイネージ等を活用した普及啓発を進め ています。



デジタルサイネージでの普及啓発

(3) 多頭飼育に起因する問題への対応

- ▶ 多頭飼育に起因する問題を抱える飼い主については、地域住民の生活支援等を行っている福祉・保健等の関係機関と連携して対応する必要がある事例も見受けられるため、都内の関係機関に対して、具体的事例等の情報提供を行っています。
- 都と区市町村の動物愛護管理担当者で構成する検討会(以下「動物行政検討会」という。)では、多頭飼育問題に関する情報交換や対策の検討を行うとともに、行政職員、 登録譲渡団体、動物愛護推進員を対象とした研修会も開催しています。
- ▶ 各区市町村のほか、福祉分野の関係者を通じた啓発を進めるため、民生・児童委員 向けに多頭飼育問題の啓発リーフレットを作成、配布しています。

(4)動物の遺棄・虐待防止に関する対策

▶ 遺棄・虐待防止に向けた対策として、デジタルサイネージを活用した普及啓発を実施するとともに、令和元年の動物愛護管理法改正により、動物の遺棄・虐待に関する罰則が強化されたことに伴い、遺棄・虐待防止ポスターを刷新し、改めて周知しています。



デジタルサイネージでの普及啓発



遺棄・虐待防止ポスター

- 動物愛護相談センター職員の対応力向上のため、動物の遺棄・虐待対応のための研修や、動物虐待を科学的・客観的に評価するための研修に職員を派遣しています。
- ▶ 令和元年の動物愛護管理法改正により規定された獣医師による通報義務化について、動物病院等の飼育動物診療施設開設者を対象とした講習会等において周知するとともに、動物愛護に関するホームページにおいて、その通報先を周知しています。
- 動物の遺棄・虐待への対応については、平成22年2月の国からの通知*に基づき、 警視庁に動物愛護管理担当部署との連携促進を依頼するとともに、各警察署に飼育改 善指導が必要な例を示して情報共有を図り、動物の不審死等の事例があった際には、 連携して対応しています。
 - ※ 環境省通知「飼育改善指導が必要な例(虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該 当する可能性があると考えられる例)」について

(5) 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成

- ▶ 個々の動物愛護推進員の活動に関する情報をとりまとめ、区市町村や各動物愛護推進員等に配布することにより、動物愛護推進員と区市町村との連携、動物愛護推進員同士の協力体制の構築を図っています。
- 動物愛護推進員の知識やスキルの向上のため、最新の情報や活動事例をカリキュラムとした研修を実施するとともに、同様の活動を行う動物愛護推進員同士の情報共有の場として、活動分野別の連絡会の開催を行っています。
- 動物愛護推進員制度を広く都民に周知するため、ホームページやイベントで紹介するとともに、制度の概要を記したリーフレットを作成・配布しています。

(6) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

▶ 生命尊重等の情操の涵(かん)養や動物による事故の防止等に関する子供向けの啓発として、地域の動物愛護推進員の協力も得ながら、小学校低学年を対象とした動物教室を行っています。本教室は、民間事業者のアイデアやノウハウを活用して実施し

ており、動物福祉等の観点から動物は使用せず、必要に応じてぬいぐるみを活用して います。

動物愛護相談センターにおいて「夏休み動物セミナー」を開催し、親子で動物について学べる機会を提供しています。



動物教室の教材(例)



夏休み動物セミナーの様子

⇒ 学校内において、教育の一環として動物を飼養する場合においても、動物の取扱いが適正になされる必要があるため、学校における動物飼育に関する教職員等を対象とした講習会において、日々の飼養管理、感染症予防、動物の疾病、死亡等への対応の仕方などについて周知しています。

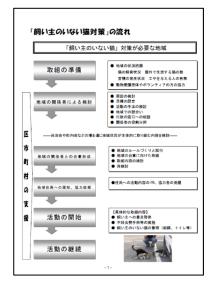
2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

(1) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充

都では、猫にエサを与えている人、迷惑に感じている人等、それぞれの視点を踏まえ、飼い主のいない猫対策についての理解を広げるリーフレットを作成し、区市町村や動物愛護推進員等を通じて町会・自治会等地域の関係者に配布するなどの取組を行っています。あわせて、「『飼い主のいない猫』との共生をめざす街ガイドブック」を作成・配布し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知しています。



パンフレット 「ご存じですか?? 飼い主のいない猫対策|



「『飼い主のいない猫』との共生をめざす街ガイドブック」(抜粋)

▶ 区市町村の取組を医療保健政策区市町村包括補助事業「飼い主のいない猫対策」により支援しており、令和元年度には44区市町村が実施しています。

また、地域の関係者との協議や、実態調査等の総合的な取組も行う「飼い主のいない猫対策緊急促進事業」は、令和元年度には4区市が実施しています。

動物行政検討会では、飼い主のいない猫対策に関する情報交換及び対策の検討を行い、これを元に飼い主のいない猫対策事例集を作成して全区市町村に配布しています。

(2)動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理

- 動物愛護相談センターでは、感染症予防対策の徹底などにより、動物福祉と動物の健康安全面を考慮した飼養環境の整備に努めています。
- ▶ 「大学研究者による事業提案制度」による東京農工大学との連携事業(令和2年度 ~令和4年度)の一環として、動物愛護相談センターで引取・収容した動物等に関す る問題行動や、センターに寄せられた問題行動に関する相談事例について、大学から 専門的助言を受けて改善を図る取組を実施しています。

(3)動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

- 漸 都では、動物愛護相談センターで引取・収容した犬猫の譲渡の拡大を図るため、登録譲渡団体と連携した様々な取組を実施しています。
- ▶ 毎年11月を「動物譲渡促進月間」とし、デジタルサイネージを活用した普及啓発や都立公園・大学の学園祭等における譲渡事業のPRなど、譲渡制度の認知度を高める取組を実施しています。
- ▶ 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」では、譲渡対象動物情報や登録譲渡団体の譲渡会情報、飼い主支援情報、譲渡を受けた都民の体験談等を掲載するとともに、東京都公式動画チャンネル「東京動画」では、猫の譲渡を例とした、譲渡の仕組みを紹介するアニメーション動画「ボクの家にネコがくるよ」を公開しています。



東京都動物情報サイト 「ワンニャンとうきょう」





アニメーション動画「ボクの家にネコがくるよ」

動物愛護相談センターでは、ボランティアの協力を得て、離乳前子猫を育成し譲渡につなげる事業や、負傷動物の譲渡に協力するボランティア団体等へ必要な保護具等を提供する事業を行っています。

数値目標の達成状況

- 前推進計画に掲げた平成35年(2023年)度における具体的数値目標は、令和元年 度実績において全て達成されています。
- 動物の引取数及び致死処分数については、令和元年度実績において現行の数値目標 を大きく上回る80%以上の削減となっています。
- 犬の返還・譲渡率は、ほぼ100%に近い状況となっています。
- 猫の返還・譲渡率は 44%となっていますが、動物福祉等の観点からやむを得ず行う 処分や引取・収容後に死亡したものが総取扱数(捕獲・収容・引取数)の半数以上を 占めています。このような猫を除いた、返還・譲渡が可能なものについてみれば、猫 の返還・譲渡率は犬と同様にほぼ 100%の状況となっています。

前推進計画における数値目標と令和元年度における状況

七梅	平成 24 年度	平成 35 年度	令和元年度実績値
指標	実績値	目標	(対平成 24 年度比)
動物の引取数	2,866 頭	15%削減	458 頭(▲84.0%)
動物の致死処分数	2,404 頭	20%削減	308 頭(▲87.2%)
犬の返還・譲渡率*	79.4%	85%以上に増加	97.7%
猫の返還・譲渡率*	17.1%	20%以上に増加	44.0%

^{*} 当該年度の返還・譲渡数の合計を総取扱数で除した割合

犬及び猫における返還・譲渡率の状況(令和元年度)

	犬	猫
総取扱数(引取・収容数)【A】	261 頭	520 頭
返還・譲渡数【B】	255 頭	229 頭
致死処分数	16 頭	292 頭
① 動物福祉等の観点から行ったもの【C】	12 頭	126 頭
② 引取・収容後に死亡したもの【D】	4 頭	166 頭
③ ①②以外の処分	0 頭	0 頭
返還・譲渡率【B/A】	97.7%	44.0%
返還・譲渡率(返還・譲渡が可能なものについて)* 【B/《A- (C+D)》】	104.1%	100.4%

^{*} 前年度からの繰入れや翌年度への繰越しのため、100%を上回る場合がある。

く「2020年に向けた実行プラン」における目標値>

- 平成 28 年に都が策定した、『都民ファーストでつくる「新しい東京」~2020 年に向けた実行プラン~』において、平成 31 年度までに動物の殺処分をゼロとすることを目標に掲げ、引取数の減少や譲渡の拡大のための取組を推進した結果、平成 30 年度に初めて殺処分ゼロを達成しました。
- 都では、殺処分ゼロの実現につながった様々な取組や保護・収容した動物の適正な 取扱いの考え方等について整理し、取組をより充実したものとするとともに、都民や 関係者との連携や協力の輪をさらに広げるため、「保護・収容動物の適正な取扱い・譲 渡の促進に向けたガイドブック」を策定しています。

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

(1)動物取扱業への監視強化

- ▶ 事業者の資質向上を図り主体的な取組を促進するため、事業者を対象として定められた基準の遵守状況を評価する事業者評価制度を構築し、評価に応じた監視指導を行っています。
- 動物愛護相談センター等に苦情が寄せられた場合には、速やかに事実確認を行い、 不適正であることを確認した場合は、事業者に対して指導等を実施するほか、インターネット販売広告等の情報も確認し、必要に応じて改善を指導しています。
- → 不適正な事業者に対しては重点的な監視指導を行うとともに、指導によっても改善が見られないときは、改善勧告、改善命令、業務停止命令、登録取消しといった行政処分等も実施しています。
- ▶ 展示業者の登録取消し処分を契機とした、いわゆる猫カフェ(展示業に該当)を対象とした一斉監視のほか、地震や台風等による災害発生を踏まえ、動物を多数飼養する保管業者及び販売業者に対する一斉監視を行っています。さらに、監視の結果を踏まえ、動物取扱業者向けの防災チラシを作成・配布し、事業者に対する啓発を実施しています。



動物取扱業者向け防災啓発チラシ

(2)動物取扱業への指導事項の拡大

- 動物取扱責任者には、従業員等への適切な指示 や動物の取扱い等の知識・技術の周知を担う重要 な役割があります。動物取扱責任者研修では、最 新の法令等に関する知識や社会的責務の周知に 加え、動物由来感染症の専門家等を外部講師に活 用し、カリキュラムの充実に努めています。
- 動物由来感染症の予防や動物の適正な管理に関して自主管理の導入を促すパンフレットを作成・配布し、動物取扱業者が遵守すべき法定事項に係る指導等を行っています。
- ▶ 平成26年度以降、第一種動物取扱業者に対し、 販売業者、貸出業者又は展示業者における猫の夜 間展示等に関する規制や幼齢の犬猫の販売日齢の 制限等の内容について周知するとともに、監視時 の指導等を徹底しています。
- 動物愛護相談センターが実施する講習会や見学 実習などに、動物取扱業に従事する人材を養成す る専門学校等の学生を受け入れています。



動物取扱責任者研修の様子



動物取扱業者向けチラシ 「動物愛護管理法改正」

(3)特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底

▶ 特定動物は、人に危害を与えるおそれが高いため、施設の監視時や、動物取扱業者による販売時の事前説明等を通じて、飼い主に対し、飼養・保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別並びに都への届出等を確実に実施するよう周知しています。

⇒ 特定動物の飼養を検討している都民に対しては、安易な飼養を防止するため、許可申請の事前相談等の機会を通じて、許可制度の周知を徹底しています。

なお、令和元年の動物愛護管理法改正により、令和2年6月から愛玩目的での飼養・保管は禁止されました。令和2年5月末日までに愛玩目的での飼養・保管許可を取得している場合、同日時点で現に飼養・保管している個体に限り、飼養等を継続することが可能となっています。

- ⇒ 特定動物の飼養・保管の許可を取得している者に対しては、毎年度、文書による飼養状況調査を実施しています。
- ▶ 特定動物による事故や無許可飼養事件の発生時には、立入検査を行うとともに、必要に応じて警察と連携して対応しています。特に、特定動物に該当する爬(は)虫類については、動物園等の施設だけではなく、一般家庭において飼養されている個体も多いことから、緊急監視等により、逸走防止等の管理の徹底について指導を行っています。
- ⇒ 令和元年の動物愛護管理法改正により、特定動物が交雑することにより生じた動物 (交雑種)が新たに規制対象となったことから、都民及び販売業者に対して新たな規 制内容についてホームページ等で周知を行っています。

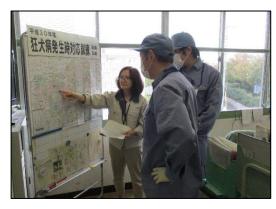
(4)産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

- № 化製場法の許可施設である畜舎に対しては、家畜防疫等の観点から、家畜保健衛生 所等と連携し、動物の取扱いや施設の管理等に係る監視指導を行っています。
- ▶ 実験動物施設については、基本指針において、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく自主管理を基本として実験動物を取り扱うこととされています。

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

(1)動物由来感染症への対応強化

新は、感染症発生時に迅速に対応できるよう動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用した連絡体制を構築するとともに、狂犬病発生時対応マニュアルを作成し、同マニュアルに基づく訓練を行っています。また、国からの通知に基づき、関係局及び東京都健康安全研究センターと協力して、野生動物における狂犬病調査を実施しています。



狂犬病発生時対応訓練の様子

- ▶ 飼養動物における動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会の協力の下、動物病院における感染症の診断状況を把握するとともに、動物由来感染症を対象としたサンプリング調査などのモニタリングを行っています。
- 動物取扱業における動物由来感染症対策の一環として、都民に販売される動物や、 都内動物園において来園者がふれあうことが可能な動物を対象に病原体保有実態調査を実施することにより、動物取扱業者の自主管理の推進を図っています。
- ▶ 獣医学、医学等の専門家及び関係行政機関の職員で構成される動物由来感染症検討会において、動物由来感染症の調査の手法や成果等について検証し、その結果を調査計画の検討等に活かしています。あわせて、動物の取扱いや感染症の正しい知識について、パンフレットやホームページ等を活用した普及啓発を行っています。
- 漸 獣医系大学と連携して、都民のほか、動物愛護団体や動物取扱業者、動物関連学校等を対象とした動物由来感染症に関するシンポジウムを開催しています。
- ▶ 「大学研究者による事業提案制度」による東京農工大学との連携事業(令和2年度 ~令和4年度)では、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)ウイルス等、動物由来感染 症の病原体の検査法や、より効果的な消毒法の検討を進めています。

(2) 災害時の動物救護体制の充実

※ 災害時の動物への対応は、飼い主による自助が基本であり、日頃からの災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うなどの備えが重要です。このため、東京都獣医師会や区市町村等と協力して実施する総合防災訓練等において、飼い主に対して、災害に備えることの重要性等について啓発を行っています。



総合防災訓練における普及啓発

- ▶ 区市町村に対して、東京都地域防災計画や避難所管理運営の指針等を示し、区市町村における防災計画やマニュアルの整備等、動物救護体制に関する取組を推進するように働きかけています。
- 動物行政検討会では、災害時の対策の検討や情報交換を行い、その成果を災害時対 策事例集としてとりまとめ、全区市町村へ配布しています。
- ▶ 令和元年に発生した台風第 19 号における区市町村の対応状況を踏まえ、避難所において飼養場所を設定するための留意点や関係者間で共有すべき情報など、風水害時を想定した具体的な対応策等を「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」に盛り込み、各区市町村の防災計画の改定の参考となるよう情報提供を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症により入院・宿泊療養が必要となった飼い主のペットについて、家族や友人、ペットホテル等の預かり先が見つからない場合、動物愛護相談センターにおいて緊急的にペットの一時預かりを実施しています。あわせて、新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち、軽症や無症状の方々を受け入れる、ペット同伴者用の療養施設を開設し、運営を行っています。
- ※ 災害に備え、東京都獣医師会や関係団体など現地動物救援本部の構成団体と迅速かつ円滑に連絡を取り合う体制を構築する必要があることから、現地動物救援本部の各構成団体と通信訓練を実施しています。

第5 新たな推進計画における施策等

動物愛護管理をめぐるこれまでの取組内容や現在の課題等を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、四つの施策展開の方向に沿って 16 の重点施策を着実に推進していきます。

<都における動物愛護管理施策の体系>

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- <施策 1> 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- <施策 2> 犬・猫の適正飼養の徹底
- <施策3> 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備
- <施策 4> 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携
- <施策 5> 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- <施策6> 地域における適正飼養の推進のための人材育成
- <施策 7> 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- <施策8> 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及
- <施策 9> 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理
- <施策 10> 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- <施策 11> 動物取扱業への監視強化
- <施策 12> 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進
- <施策 13> 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底
- <施策 14> 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

- <施策 15> 動物由来感染症への対応強化
- <施策 16> 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

犬や猫などのペットの存在が「社会の一員」として地域の人々に受け入れられるためには、まず飼い主が責任をもって適正に飼養することが重要です。このため、適正飼養・終生飼養、マイクロチップ装着の制度化に係る普及啓発や情報提供等の更なる充実を進めていきます。

また、不適正な飼養等により住民間のトラブルが発生したり、生活環境が損なわれたりした場合や、飼い主が独力で解決することが困難な場合等には、地域に根差した支援等が必要となるため、身近な地域での相談支援体制の整備に取り組んでいきます。

多頭飼育に起因する問題への対応や動物の遺棄・虐待防止に関する対策については、関係機関・関係団体等が連携し、効果的な取組が行えるよう体制整備等を進めていきます。

さらに、地域における適正飼養の普及啓発を推進する人材の育成や、教育現場における動物愛護の普及啓発活動の支援についても推進していきます。

施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

(1) 飼い主への啓発の更なる充実

- 第 飼い主は、責任をもって、動物をその終生にわたり適正に飼養しなければならず、 また、他者への危害の防止や周囲の生活環境への配慮などを行う必要があります。 動物の適正な飼養方法、終生飼養の趣旨、飼養に係る法令や遵守すべき基準等について、飼い主が十分に理解し実践できるよう、普及啓発を更に充実させていきます。
- ** 命ある動物を飼うことは責任と負担を伴うものであり、動物の安易な飼養を防ぐためには、動物を飼い始める前から啓発する必要があることから、ペットショップ等において、飼養方法等の情報提供や継続的なサポートを行うよう促すなど、様々な機会を通じ飼い主に働きかける環境づくりを進めていきます。

(2) 適正飼養・終生飼養に係る情報発信

- 動物愛護相談センターは、様々な関係者と広く連携し普及啓発を進める中心施設として、飼い主が適切な飼い方を学べる機会を提供するとともに、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」の内容をより充実させ、適正飼養に関する情報を広く発信していきます。
- ** 専門家や研究機関等と連携し、講習会やホームページ等を通じて、獣医学や動物行動学等の知見、動物の飼養に係る法令・制度など、動物を適正に飼うために役立つ最新の知識を分かりやすく提供していきます。
- 動物を飼い続けることの負担や将来的な不安を感じている高齢者に対し、飼養継続のための民間サービスの利用や多様な暮らし方、いざという時の対応のため の情報提供を行うなどの支援を引き続き進めていきます。

(3) マイクロチップ装着等の制度の定着に向けた普及啓発

令和元年の動物愛護管理法改正により新たに規定されたマイクロチップ装着等の制度が速やかに定着するよう、区市町村、動物病院等と連携し、ホームページやイベント等、様々な機会を捉えて啓発を推進していきます。

施策 2 犬・猫の適正飼養の徹底

(1) 犬の適正飼養の徹底

- ** 都内における未登録犬の頭数を減らし、狂犬病予防注射接種率を向上させるため、 区市町村と連携して法令遵守の徹底を図っていきます。
- ※ 区市町村による動物病院等での鑑札交付・注射済票交付の事務委託など、飼い主 が手続をしやすい環境の整備等の取組を進めていきます。
- 🐾 犬によるこう傷事故の未然防止を図るため、飼い主への啓発を徹底していきます。

(2)猫の飼養三原則の普及啓発

猫の飼養三原則(「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」) の徹底を図るため、パンフレットの作成・配布、イベント等におけるパネル展示、 デジタルサイネージなど様々な媒体を活用し普及啓発を進めていきます。

施策 3 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備

- 動物の不適正な飼養等に関する問題は、住民間の生活上のトラブルや生活環境の 悪化につながる場合や、飼い主が自ら解決することが困難となっている場合があり ます。そのため、飼い主を含め住民が身近な地域で相談支援を受けられる体制を整 備していきます。
- ② 区市町村の職員が、動物の飼養に関する基本的な事柄から、保健福祉などの関連 分野に関する事柄、関係法令等に至るまでの幅広い知識を習得し、対応力を向上で きるよう研修を開催するなどの支援を行っていきます。
- 区市町村の動物愛護管理担当者等の職員が、動物愛護相談センターのほか大学等の専門機関から相談支援に必要な専門的助言や支援が受けられる体制を整備します。

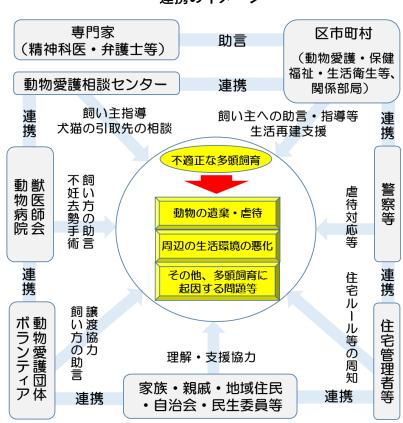
施策4 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携

(1) 多頭飼育問題等に対応するための連携体制の構築

不適正な多頭飼育の問題は、動物愛護管理の視点からの要因だけでなく、環境衛生や保健、福祉など様々な要因が絡んでいることがあります。区市町村において、飼い主への適正飼養に係る指導のみでは解決が困難な事例が発生した場合、ケースに応じて動物愛護管理部局と保健福祉や生活衛生部局等の関係部局が連携して迅速かつ円滑に対応できるよう、対応手順の整理や区市町村のネットワークづくりの支援を行っていきます。

(2) 多頭飼育問題への対応力強化

** 住民からの苦情や相談事例を状況に応じて、警察や動物病院、ボランティア、住 宅管理者等の関係機関と情報共有し、事案の内容により早期から連携対応する体制 や、各区市町村における課題等について、会議等を通じて都と区市町村で共有する 仕組みづくりを検討していきます。



連携のイメージ

施策 5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策

(1)動物の遺棄・虐待の防止に向けた取組

** 令和元年の動物愛護管理法改正により規定された動物の遺棄・虐待等に対する罰則の強化や、獣医師による虐待の通報の義務化について、東京都獣医師会等と連携して周知徹底を図るとともに、虐待のおそれのある事案には、区市町村や関係機関と連携して適切な指導・助言を行うなど、遺棄・虐待の防止に向けた一層の取組を進めていきます。

動物の遺棄・虐待防止に向けて、引き続き広く都民に対し、デジタルサイネージやポスター等を活用した啓発を行っていきます。

(2)動物の遺棄・虐待疑いへの的確な対応

* 虐待を疑う事例を科学的、客観的に判断する能力や、法獣医学の知識等を習得するための講習を通じて動物愛護相談センター職員の対応力を向上させるほか、国内外の動物虐待防止機関における知見等も参考として、対応手法等の確立を図るとともに、警察及び獣医療、地域保健等に係る関係機関との情報共有や連携体制の強化を進めていきます。

施策6 地域における適正飼養の推進のための人材育成

動物愛護相談センターにおける動物愛護推進員やボランティア向け研修会の開催など、人材育成機能を強化することにより、不適正な飼養を行う飼い主への対応や高齢の飼い主からの相談、飼い主のいない猫対策など、地域における様々な課題に適切に対応し、普及啓発活動等で指導的な役割を果たせる人材の確保と養成、資質向上のための取組を進めていきます。

施策 7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

(1) 教育現場における普及啓発の拡大

動物教室については、動物愛護推進員が主体となって実施する方式を拡大していくとともに、小学校に加え、新たに児童館等での開催を進めていきます。あわせて、子供の発達段階を考慮したプログラムの見直しや、現場で活用しやすい映像資材等の提供により、幅広い展開を図っていきます。

(2) 学校における動物飼養への支援

学校において、動物の飼養が適正に行われるよう、引き続き区市町村等と連携し、 教職員等に対する動物飼育に係る講習会等の機会を通じて、基本的知識の普及や情報提供、助言等の支援を行っていきます。

2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

動物の致死処分数を減少させるためには、引取・収容数を減らすための取組及び新たな飼い主への譲渡を促進するための取組の両方の推進が必要です。

引取・収容数を減らすための取組では、区市町村等と連携した飼い主への適正飼養・終生飼養に係る普及啓発や地域における相談・支援の充実、飼い主のいない猫対策の推進等により、動物愛護相談センターで引き取らざるを得ない動物を更に減らしていきます。

あわせて、動物愛護相談センターにおいて動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理に関する環境の整備を進めるとともに、譲渡に協力するボランティア団体等との連携強化やインターネット等を活用した譲渡の認知度向上を図ることにより、保護した動物を新たな飼い主へ繋いでいく取組を進めていきます。

施策8 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及

- ** 飼い主のいない猫対策の実施に当たり、様々な工夫事例を掲載したガイドブックや、住民向けリーフレットを町会や自治会に提供するなど、地域に根差した取組が進むよう、引き続き区市町村に対する支援を行っていきます。
- ※ 区市町村が地域の実情に合わせて、より効果的に取組を進められるよう、先駆的 な取組事例やその成果等について動物行政検討会等で情報提供を行うなど、効果の 高い取組の普及を図ります。

施策 9 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理

動物愛護相談センターにおいて、引取・収容した動物の飼養管理を行うに当たり、 新たな飼い主に動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物ごとに健康状態を把握し て管理を行うことを基本とし、ストレスへの配慮や感染症の防止、治療の実施など 動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理をより一層進めていきます。

- 動物愛護相談センターの飼養施設について、必要な設備やスペースの確保、周辺 環境等を十分に考慮した飼養環境の整備を推進していきます。
- 職員の研修への参加や、大学の専門家からの技術的支援や助言により、動物の馴(じゅん)化や問題行動改善のためのトレーニング等に必要な専門能力向上を図るなど、動物愛護相談センターにおける譲渡に向けた機能強化を進めていきます。

施策 10 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

(1) 譲渡活動の連携・協働の拡大

- 「動物譲渡促進月間」では、譲渡活動をより多くの人に知ってもらうよう広報等 を重点的に行うとともに、都立公園などで開催されるイベント等における、都と登 録譲渡団体等とが協働した取組を進めていきます。
- * 都、登録譲渡団体、ボランティア、動物愛護に取り組む学生サークル等の交流機会を設けることなどにより、譲渡活動に取り組む関係者の連携・協力の輪を拡げていきます。

(2) より譲渡を受けやすい環境の整備

- 動物愛護相談センターにおいて、譲渡対象動物に係る情報を集約して提供し、情報がより多くの人の目に触れるように努めるとともに、より譲渡を受けやすい環境の整備に努めていきます。
- 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」において、登録譲渡団体が開催 するものを含めた譲渡会等の情報を広く発信するとともに、新たな飼い主への譲渡 の機会を拡大していきます。

(3)譲渡拡大に向けた取組の推進

- 第 飼育が難しい離乳前子猫をボランティアと協力して育成・譲渡する取組や、負傷動物の譲渡時におけるボランティア団体へ保護用具等の提供などの取組を引き続き実施していきます。
- 譲渡後も飼い主が適正な飼養を継続できるよう、高齢動物や負傷動物等を含めたペットの飼養に役立つ情報を発信するなど、譲渡後のフォローアップの充実を図っていきます。



離乳前子猫の哺乳の様子

以上の取組に加え、本推進計画に掲げた取組を総合的に実施することにより、以下の 指標を着実に向上させていきます。

指標		目指すべき方向性
動物の引取数		更なる減少を図る
動物の 致死処分数	① 動物福祉の観点から行ったもの	更なる減少を図る
	② 引取・収容後に死亡したもの	
	③ ①②以外の処分(都における「殺処分」)	ゼロを継続する
犬及び猫の返還・譲渡率		更なる増加を図る

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

動物取扱業者には、動物愛護管理法改正により強化された規制を遵守し、動物の 適正な飼養管理を一層徹底することが求められています。そのため、都は、東京の 特性を踏まえ、ICTや事業者評価等も活用しながら、効果的・効率的な監視指導 を実施していくとともに、新たな規制の着実な運用を図るため、事業者への周知や 指導も充実させていきます。また、近年の業態の多様化に対応した効果的な監視指 導や、自主管理に取り組む事業者の育成・支援にも取り組んでいきます。

さらに、特定動物に係る無許可飼養の防止や適正飼養の徹底、産業動物・実験動物の適正な取扱いについても、引き続き指導、啓発等を実施していきます。

施策 11 動物取扱業への監視強化

(1) 東京の特性を踏まえた効率的な監視指導

- 近年における動物取扱業の施設数の増加等を踏まえ、東京の地理的特性や対象施設の分布状況等を十分に考慮し、迅速かつ集中的・継続的な監視指導が行える体制を確保していきます。
- ☆ 効率的な監視指導の実施のため、動物愛護相談センターにおいてICTを活用した事業者情報の管理及び各所間での情報共有を図るとともに、事業者評価に応じた、より効果的な監視指導方法についても検討していきます。
- ** 簡易な届出等については、インターネットを利用した電子申請・届出が行えるようにするなど、手続業務の効率化を推進していきます。

(2)動物取扱業に係る規制の周知と遵守の徹底

令和元年の動物愛護管理法改正により規定された新たな規制(幼齢の犬猫の販売 日齢の制限、適正な飼養管理の具体的基準等)の着実な運用を図るため、事業者に 対する研修や監視指導等における周知を徹底していきます。

- 特に、ブリーダーなどの犬猫等販売業への監視指導等の際には、事業者が自ら定めた犬猫等健康安全計画の遵守や販売の用に供することが困難となった犬猫の終生飼養の確保といった従来からの規定はもとより、法改正により新たに加わった規定について周知を徹底することにより、事業者による適正飼養の確保を図っていきます。
- ・ 販売業をはじめとした業態の種類や新たな規制内容を盛り込んだ事業者評価に応じて、重点的な監視が必要な施設に対しては、きめ細やかな監視指導を実施するなど、監視指導の充実を図っていきます。
- 端 規制内容を踏まえた行政処分等を行う際の基準を明確化するとともに、法令違反 については、必要に応じ警察と連携するなど厳正に対処していきます。
- 令和元年の動物愛護管理法改正に伴い規定された適正な飼養管理の具体的基準は、 第二種動物取扱業者にも準用されることを踏まえ、基準の遵守状況を確認するため の立入検査・指導を実施していきます。
- 事業者における適正な飼養管理の具体的基準の遵守状況については、事業者の自 主的な確認を推進するとともに、遵守状況に関するデータを蓄積・解析・検証する ことにより、その結果を監視指導に有効活用していきます。

施策 12 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進

(1) 業態の多様化に応じた監視指導

* 動物取扱業の業態の多様化、展示業の事業者の増加等に適切に対応するため、業態に応じた法令周知や指導方法を検討し、効果的に監視指導を実施していきます。

(2) 自主管理に取り組む事業者の育成・支援

※ 効率的な監視指導を行う観点からも、事業者による自主管理を促進することは重要です。そのため、都民からの苦情や通報の要因分析を業態ごとに行い、苦情やトラブルに繋がるケースの周知や、分析内容を踏まえた自主管理点検表の作成・配布等により、事業者の自主的な取組を促していきます。

- ・研修や監視指導の際に、自主管理点検票の使い方や適正な飼養管理の具体的基準 に基づく確認ポイントを周知するなど、自主管理に取り組む事業者を育成・支援し ていきます。
- 令和2年に改正された基本指針により、動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図ることが示されたことを踏まえて、事業者による主体的な取組を促進していきます。

施策 13 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底

- 特定動物は、逸走した場合に人に危害を与える可能性が高いため、監視指導の機会を通じ、飼い主及び販売業者に対して、飼養等における責務の重要性についての周知を徹底するとともに、警察等の関係機関と連携して無許可飼養の防止を図っていきます。
- 令和元年の動物愛護管理法改正により、愛玩目的での飼養・保管が禁止されたこと、特定動物の交雑種が新たに規制対象に追加されたことについて、引き続き都民及び販売業者に対する周知徹底を図っていきます。

施策 14 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

(1) 畜産業者等への指導

※ 産業動物については、「5つの自由」等の動物福祉に配慮した適正な取扱い及び利用の観点から、管理者等による自主管理が適正に行われるよう、引き続き都が所管する畜舎等の監視指導体制を確保するとともに、家畜保健衛生所や区市保健所等とも連携して事業者への指導等を実施していきます。

(2) 実験動物施設への普及啓発

🐾 実験動物については、「3Rの原則」等の動物福祉に配慮した適正な取扱い及び利

用の観点から、管理者等による自主管理が適正に行われるよう、普及啓発を進める とともに、研究機関等に対する実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発や検証につ いても、検討していきます。

<参考>「5つの自由」と「3Rの原則」

* 5つの自由

イギリスの家畜福祉協議会(FAWC)が提唱し、世界獣医学協会(WVA) 等の機関においても取り入れられている家庭動物等を含む全ての動物について適 用すべきとされている理念です。①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快 感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的 な行動様式に従う自由からなります。

🐾 3Rの原則

国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管及び動物実験の適正化のための原則です。①動物の苦痛の軽減(Refinement)、②使用数の減少(Reduction)、 ③代替法の活用(Replacement)からなります。

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

ボーダーレス化の進行に伴い、海外からもたらされるリスクが高まっている動物 由来感染症に的確に対応するため、引き続き、狂犬病の発生を想定した訓練や身近 な動物由来感染症の実態把握、普及啓発等を実施するとともに、関係機関との協働 関係の強化により、各取組を充実させていきます。

災害対策では、飼い主による自助が基本であることから、平常時からの災害への備えについて、区市町村の窓口や事業者等を通じた働きかけを進めていきます。また、動物愛護推進員等を対象とした災害への対応力向上のための研修や、区市町村において同行避難を前提とした避難所運営が円滑に行われるための支援に取り組んでいきます。さらに、ボランティアの受入れや広域調整の仕組みづくり、動物愛護相談センターにおける機能整備、関係機関と連携した対応体制の強化についても検討していきます。

施策 15 動物由来感染症への対応強化

(1)動物由来感染症発生に備えた体制強化

動物由来感染症の発生に備え、広域的・専門的観点から、関係機関や区市町村等との連携を強化するとともに、狂犬病については、発生を想定した訓練を通じて即応体制の実効性を検証するなど、体制を強化していきます。

(2) 身近な健康危機への適切な対処

* ペットが介在する動物由来感染症や動物間で感染する感染症の発生状況及びその対策について、動物病院や東京都獣医師会、獣医系大学等の研究機関と連携した調査研究を実施するとともに、得られた知見等をもとに、飼い主や動物取扱業者、飼養施設を有する動物愛護団体等への普及啓発を充実させていきます。

施策 16 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

(1) 事業者やボランティア等と連携した災害への備え

- 被災時に起こり得る状況や災害への備えの重要性について、犬の登録事務等を行う区市町村の窓口に加え、ペット用品やフードの販売店、動物病院など、飼い主が利用する施設・事業者等と連携した普及啓発を行うことにより、飼い主の意識の向上を図っていきます。
- 動物愛護推進員等の災害への対応力を向上させるため、発災時に飼養動物の避難、 保護等に協力するための研修の充実に取り組みます。

(2) 避難所設置主体となる区市町村の対策強化

- ※ 災害時に公助を担う区市町村が、「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」 等を活用した防災計画の作成や、計画に定められた同行避難等の対応を円滑に実施 するためのマニュアル整備を進められるよう支援します。
- 避難所運営における関係団体やボランティア、事業者等との連携構築が促進されるよう、区市町村に対し、都の災害研修を受講した動物愛護推進員や、避難所運営に協力する意思のある動物取扱業者についての情報提供等を行っていきます。

(3) ボランティアの受入れや広域調整の仕組みづくり

東京都獣医師会等の関係団体と連携して、区市町村におけるボランティアの受入・ 支援活動のための体制整備や広域調整の仕組みづくりについて検討していきます。

(4) 動物愛護相談センター等における災害時の対応体制強化

- ** 危機管理の基幹施設として、動物救援本部や関係機関との連絡、区市町村の支援 等の役割を果たせるよう、動物愛護相談センターに必要な機能の整備について具体 的に検討しています。
- ** リスク分散や他自治体、大学等の関係機関への協力要請、緊急避難的な一時預かり等も視野に入れた、災害時における対応体制の強化について検討していきます。

5 動物愛護相談センターの機能強化等

動物愛護相談センターは、飼い主等への普及啓発、相談対応、保護した動物の飼養管理・譲渡、動物取扱業の監視指導、動物由来感染症対策など、その専門性を生かした幅広い取組を実施しています。

都の動物愛護管理施策を効果的に実施していくためには、動物愛護相談センターが施 策推進の中核を担う施設として、その機能を高め、求められる役割を果たしていく必要 があります。

都は、平成 29 年 3 月に「動物愛護相談センター整備基本構想」を策定し、これからのセンターに求められる役割や重点的な取組が必要な事項を次のように整理しています。

これからの動物愛護相談センターに求められる役割等と整備の方向性

~求められる役割(施設像)と重点的な取組が必要な事項~

① 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設

《重点1》動物との共生のための普及啓発の推進

《重点2》幅広い啓発のための人材育成・協働

② 新しい飼い主への架け橋となる施設

《重点3》新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理

《重点4》新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大

《重点5》飼育困難となった場合の相談対応等の充実

③ 事業者等の指導・監督の拠点施設

《重点6》動物取扱業者の資質向上

《重点7》法令遵守徹底のための監視指導

④ 動物に関する危機管理対応の基幹施設

《重点8》災害発生時における動物救護活動

《重点 9》動物由来感染症等による危害の防止

本計画においても、動物愛護相談センターは、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による情報発信や、専門的な相談対応、普及啓発の推進ための人材育成、区市町村への技術的な支援、保護した動物の飼養環境の整備や譲渡の促進、事業者の効果的な監視指導、危機管理体制の強化等に取り組むこととしています。

これらのことを踏まえ、動物愛護相談センターは、都の動物愛護管理施策を推進する ために必要な機能を整えるとともに、都民や関係者との協力等を視野に入れた利便性や、 業務の効率性等についても十分に考慮した、都民に開かれ、より親しみやすく身近な施 設としていきます。